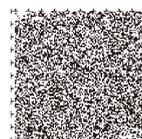


第 3 章

基本理念



1 基本理念

障害のあるなしにかかわらず、共に社会、経済、文化芸術・スポーツ等の幅広い分野に渡って活動できることが本来のあり方であるという「ノーマライゼーション」という考え方があります。

我が国では、平成26年1月20日に、障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）を批准したことにより、「ノーマライゼーションの理念」は、「障害者の権利」となりました。

佐賀県では、このプラン策定にあたって、「ノーマライゼーション」の考え方や、障害者基本法第1条に規定される理念を踏まえ、

『県民が、障害のあるなしにかかわらず、お互いに人格と個性を尊重しながら、住み慣れた地域でともに暮らしやすい共生社会』を目指します。

この基本理念に基づき、障害者本人やその介護をされているご家族等（ケアラー）の支えになるような施策に取り組みます。

また、障害者福祉の分野で取り組む先導的な施策が、高齢者や生活困窮者など地域で生きづらさを抱えている人たちへの取組に広がることにより、誰もが笑顔で暮らせる社会の実現に取り組みます。

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つを基本目標とし、各種施策の充実を図ります。

- I 地域で安心して暮らしている
- II 地域で働き、生きる喜びを感じる
- III 地域で誰もが想いを実現できる共生社会

